

山村振興対策運営要綱

平成12年4月1日12国地山第21号
国土庁地方振興局長通知
〔改正〕平成13年3月16日国都地第27号
総行地第23号
12農振第1114号
平成17年6月22日国都地第31号
総行地第79号
17農振第492号
国土交通省都市・地域整備局長
総務省自治行政局長
農林水産省農村振興局長
平成23年9月5日総行地第66号
23農振第1406号
国国地第31号
総務省大臣官房地域力創造審議官
農林水産省農村振興局長
国土交通省国土政策局長

第1 趣旨

山村においては、昭和40年の山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「法」という。）制定以来、交通・通信、産業基盤、生活環境基盤、国土保全等各般の山村振興対策が実施されてきたところである。

これまでの山村振興対策の計画的な推進により、産業基盤や生活環境の整備は着実に成果を挙げてきているものの、なお他地域との格差が存在しており、特に生活排水処理施設、医療、教育関連施設等の分野において顕著である。また、若年層を中心とする人口の流出と高齢化が依然として進行しており、山村の活力の低下とともに、担い手不足により国土・自然環境の保全等山村が担っている重要な役割の発揮が危惧される状況となっている。

このような山村の現状を踏まえ、平成17年4月に山村振興法の一部を改正する法律が施行され、法期限の延長、計画体系の変更及び認定法人制度の認定要件の緩和が図られたほか、高度情報通信ネットワークの充実やドクターヘリなど医療機関の体制整備が図られるよう配慮規定が拡充されるとともに、都市と山村との交流や鳥獣被害の防止についての配慮規定が新たに追加されたところである。

今後の山村振興に当たっては、これら法改正の趣旨を踏まえ、これまでの格差是正という視点からの対応に加え、都市住民を含めた国民全体に係わる重要な課題であるという認識の下に、他地域との連携や交流の下、国民の多様な生活様式に対応できる、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する活力ある山村社会の構築を目指し、積極的な振興施策を展開していくことが重要である。

このような観点から、本要綱は、山村振興対策の適切かつ円滑な運営を図るために必要な方針及び措置の大綱を定めたものである。

なお、本要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

第2 方針

1 運営目標

法第7条第1項に基づいて指定された山村（以下「振興山村」という。）において、都道府県が定めた山村振興基本方針（以下「基本方針」という。）及び市町村が都道府県の同意を得た山村振興計画に基づく事業を関係事業主体が地域の特性を生かし総合的かつ有効適切に実施することを運営目標とする。

2 実施期間

本要綱に基づく山村振興対策の実施期間は、平成17年度以降おおむね10年間とする。

3 他の地域開発計画等との調整

基本方針及び山村振興計画の作成及び実施に当たっては、山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図るとともに、国土総合開発法（昭和25年法律第205号）の規定による国土総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画及び関連する他法令との調整を図り、各府省の実施する関連施策について十分配慮されたい。

第3 措置

1 基本方針の作成及び提出

(1) 基本方針の作成

都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興を図るために基本方針を作成することができる。

なお、基本方針の内容は、おおむね法第7条の2第2項各号に掲げる事項とし、作成に当たっては、別紙様式1を参考とされたい。

(2) 基本方針の提出

都道府県は、基本方針を作成したときは、法第7条の2第4項の規定に基づき、直ちに、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣（以下「主務大臣」という。）に提出するものとする。

また、基本方針書は、A4版の紙を用い横書きとされたい。

主務大臣は、基本方針の提出があったときは、関係行政機関の長に通知するものとする。

(3) 基本方針の変更

基本方針の変更に当たっては、別紙様式1に準じて基本方針を変更するものとし、変更の理由を記載した書類を添付する。

このほか、基本方針を変更しようとするときは、(2)に準じて行うものとする。

2 山村振興計画の作成及び協議

(1) 計画の作成

振興山村の区域を管轄する市町村（以下「振興山村市町村」という。）は、当該振興山村について山村振興計画を作成することができる。

なお、当該振興山村の現状と動向等について正確に把握するため、既存の資料を活用するほか、必要に応じ基礎的な事項を明確にするための基礎調査を行うよう留意されたい。

(2) 計画の内容

山村振興計画の内容は、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）第3条各号に掲げる事項とし、作成に当たっては、別紙様式2-1（山村振興計画の一部を変更（以下「一部変更」という。）しようとする場合には別紙様式2-2）を参考とされたい。

なお、法第1条に規定する山村の担っている重要な役割を發揮させるため、法第3条に規定する森林等の保全を図ることを十分に考慮されたい。

また、振興山村の振興上、特に必要と認められる施設については、当該振興山村の区域を越えてこれを計画の内容の一部とすることができる。

(3) 計画の協議

① 振興山村市町村は、山村振興計画の作成に当たっては、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県に協議し、同意を得るものとする。

② 山村振興計画の協議のための参考として、別紙様式 3-1（一部変更しようとする場合には別紙様式 3-2）により、山村振興計画達成のために必要と考える事業を記入すること。

なお、集落の整備を計画する場合には、別紙様式 4 を添付されたい。

③ 山村振興計画書（以下「計画書」という。）は、A4 版の紙を用い、横書きとし、計画書と参考資料はまとめて一冊とされたい。

また、集落整備事業がある場合には、参考資料とは別冊とされたい。

④ 計画書及び参考資料に記載する振興山村名は、当該計画を作成する区域の振興山村名とする。

また、指定番号は、当該市町村の振興山村指定番号（法第 7 条第 4 項に基づく官報公示された指定番号）を記載する。（変更の場合は、作成年度の下に括弧書きで変更年度を記載する。）

（4）計画の提出

作成された山村振興計画については、都道府県においてとりまとめの上、主務大臣にこれを提出するものとする。その際、振興山村市町村は、都道府県の同意文書の写しとともに、別紙様式 3-1（一部変更しようとする場合には別紙様式 3-2）及び別紙様式 4 を添付されたい。

主務大臣は、山村振興計画の提出があったときは、関係行政機関の長に通知し、当該関係行政機関の長から意見の申し出があった場合には、これを聴取するものとする。

（5）計画の変更

山村振興計画を変更しようとするときは、（3）及び（4）に準じて行うものとする。

3 基本方針及び山村振興計画の作成上留意すべき事項

基本方針及び山村振興計画の作成に当たっては、法第 3 条に掲げる山村振興の目標を達成することを目的とし、次に掲げる事項に留意されたい。

なお、基本方針の作成に当たっては、広域的な観点からの記述となるよう留意されたい。

① 個々の振興山村が置かれている条件の違いを念頭に置きつつ、地域の個性と活力を最大限に発揮させるとともに、新たな山村における暮らしを再構築していく視点

② 国民の多様な生活様式に対応できる、緑豊かな自然環境やうるおいのある生活空間、伝統文化等山村の有している良さを見直し、これを伸ばしていくという視点

③ 交通基盤等の整備に当たっては、道路網の整備の充実や遅れている生活道路について一定水準を確保する視点と今後の集落の動向等を踏まえた計画的な整備並びに高齢者及び児童・生徒等の住民の日常生活に不可欠な交通サービスの確保

④ 情報流通の円滑化及び通信体系の充実に当たっては、高度情報通信ネットワークを含む情報通信基盤整備の推進及び山村地域の情報を都市住民のニーズに合わせて効果的に発信するための多様な情報の集積と人材の育成

⑤ 農林業の振興に当たっては、農業経営の法人化など多様な経営形態の展開、新規参入の促進等の条件整備を含めた担い手の育成・確保

また、国土・自然環境の保全、水源のかん養等の観点からの森林・農用地の適切な管理

⑥ 山村が有している量的には少ないものの多様な地域資源を季節に応じて、有効に活用する等、多様な就業が可能となる体制の整備

⑦ 集落機能の維持を始め、農林業等の地場産業、伝統工芸、伝統芸能等幅広い分野における人材の育成・確保

- ⑧ 男女が共に働きやすい環境の整備及び各種組織における意思決定システム、各種施設の運営等、多様な社会・経済活動への女性の参画の促進
- ⑨ 医療体制の整備に当たっては、基礎的・基本的医療の確保を目指した地域医療機関等の整備
また、地方都市等との地域連携を進め、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む）の整備等包括的な医療供給体制の充実
- ⑩ 高齢者にやさしい生活環境の整備及び高齢者が安全に安心して社会参加活動等を行えるような山村づくりの推進
- ⑪ 生活排水処理施設等の生活環境の整備を通じた水源地域における水質保全、都市住民による農林漁業体験等の都市との交流の推進
- ⑫ 住民主導の環境整備の推進及び地域ぐるみの取り組みを通じた美しい山村づくりの推進
また、統一された理念、目標の下に、周囲の自然環境及び景観と調和のとれた計画的な土地利用、デザインづくり
- ⑬ 定住促進団地整備及び既存住宅の活用等を通じたU I ターン等の受け入れに必要な住宅の確保
また、U I ターン等を通じた地域コミュニティの維持・形成
- ⑭ 高品質な公的サービスを効率的に提供するため、規模のメリットが大きく働く施設については、利用者数や施設までのアクセス、費用負担等を勘案した広域的な観点から連携を図った整備の推進
- ⑮ 豊かな自然環境、人情の厚い生活習慣、伝統文化等を生かした自然体験・生活体験学習の場を提供するためのソフト・ハード両面にわたる総合的な受け入れ体制の整備
- ⑯ 都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進等
- ⑰ 鳥獣被害防止施設の整備及び農林漁業関係団体との連携強化等を通じた鳥獣による被害の防止対策の推進

4 山村振興指針の勧告

主務大臣は、基本方針の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議して当該都道府県における振興山村の振興に関する基本的な指針を定め、関係都道府県に勧告することができる。

5 政府による調査

政府は、4の勧告その他法の目的達成のための措置に必要な調査を行うものとする。

6 第3セクターの育成・強化等

総じて民間部門の経済力が脆弱である山村市町村においては、若者にとって魅力ある就業の場を確保し、地場産業の担い手ともなり得る地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（以下「第3セクター」という。）の育成・強化が、雇用の場の確保、活力ある山村社会の創造等の観点から重要な施策として行われている。

第3セクターのうち、森林・農用地の保全事業等を実施するもの及び振興山村の区域内において生産された農林産物の製造又は加工等を行うものについては、農林業の従事者の減少と高齢化が進行する中であって、その事業運営に対する要請が強いことから、振興山村市町村の認定を受けた計画に基づき、これらの事業を行う場合には、税制・財政上の支援措置が講じられているところである。

今後とも、これらの支援措置を効果的に活用しつつ、森林・農用地の保全と雇用の場の確保に努めるよう留意されたい。

7 山村振興計画の実施

山村振興計画の実施に当たっては、個々の山村の置かれている経済的、社会的条件等を踏まえ、行政、団体、住民、企業等の多様な主体の参加と連携を確保しつつ、その円滑な実施に努めるよう留意されたい。

なお、法第10条第2項に規定する振興山村に係る山村振興計画の実施に当たっては、当該振興山村の振興のために特に重要と認められる事業の円滑な実施が促進されるよう配慮されたい。

〔別紙様式1〕

山村振興基本方針書

都道府県名	
作成年度	

I 地域の概況

当該都道府県の振興山村における地理、地勢、気候等の自然条件、人口の動向、産業構造等社会的及び経済的条件等の概況を記載する。

II 現状と課題

当該都道府県内の振興山村について、これまでの山村振興対策の実施状況と課題等について記載する。

III 振興の基本方針及び振興施策

各施策の基本的な事項としては、当該都道府県の振興山村の現況等を踏まえた基本的な方針とこれを実現させていくために必要となる施策及び取組等について、できる限り具体的に記述すること。

(方針事項)

- ① 交通施策に関する基本的事項
- ② 情報通信施策に関する基本的事項
- ③ 産業基盤施策に関する基本的事項
- ④ 経営近代化施策に関する基本的事項
- ⑤ 文教施策に関する基本的事項
- ⑥ 社会、生活環境施策に関する基本的事項
- ⑦ 集落整備施策に関する基本的事項
- ⑧ 国土保全施策に関する基本的事項
- ⑨ 交流施策に関する基本的事項
- ⑩ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項
- ⑪ 担い手施策に関する基本的事項
- ⑫ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項
- ⑬ その他施策

(記載上の留意事項)

- ・ ①及び③においては、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の代行整備についての都道府県の方針について記述すること。
- ・ その他地域の活性化に関し必要な施策については、⑬その他施策に記載する。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

Ⅲの振興施策の実施に当たり、他の法令の規定による地域振興に関する計画、広域的な経済社会生活圏の整備等に関する計画その他当該地方公共団体における諸施策との関連について記載する。

[別紙様式 2 - 1]

山村振興計画書

都道府県名	市町村名	作成年度
振興山村名		
指定番号		

I. 地域の概況

当該振興山村における地理、地勢、気候等の自然的条件、人口の動向、産業構造等の社会的及び経済的条件等の基本的事項について記載する。

II. 現状と課題

①これまでの山村振興対策の評価と問題点、②山村における最近の社会、経済情勢の変化、③山村における森林、農用地等の保全上の問題点、④山村における新たな課題等について記載する。

III. 振興の基本方針

これまでの対策の成果を基礎として、次の項目について記載する。

- ① I の地域の概況を踏まえた、当該振興山村の自然的、社会的及び経済的条件の特徴と抱える問題点等
- ② 当該振興山村の特性を生かした地域活性化の方針及び森林、農用地等の保全の方針
- ③ 山村振興の目標を達成するための主な方法（交通・情報通信基盤の整備、産業の振興、生活環境等の整備、担い手の育成・確保、第3セクターの育成・強化、森林・農用地等の管理、広域連携、都市との交流等）

（記載上の留意事項）

最後に、基本方針を達成するための重点振興施策を重要度の高い順に箇条書きにする。

IV. 振興施策

山村振興法施行令第3条第2号から第4号までに掲げる事項に関し、IIIに基づき、国及び都道府県の助成に係る施策並びに市町村が単独で行う施策で、実施可能なものを内容とする。

（記載上の留意事項）

1. 国の直轄施策（公団等が行う事業を含む。）は除外する。
2. 施策を次の事項に区分し、現状及び問題点、その対策等について、主要な例を挙げながら記載する。
 - ① 交通施策
 - ② 情報通信施策
 - ③ 産業基盤施策
 - ④ 経営近代化施策
 - ⑤ 文教施策
 - ⑥ 社会、生活環境施策
 - ⑦ 集落整備施策
 - ⑧ 国土保全施策
 - ⑨ 交流施策
 - ⑩ 森林、農用地等の保全施策
 - ⑪ 担い手施策
 - ⑫ 鳥獣被害防止施策
 - ⑬ その他施策
3. 計画しない施策がある場合は、その施策区分の番号は欠番とする。
4. 2の①及び③で基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備が行われる場合は、その旨記載する。
5. 2の⑥で消防施設の整備を計画する場合は、その旨記載する。
6. 2の⑦については、整備の対象となる地区名（対象地区を的確に表し得る名称）及び対象戸数を記載する。
7. 国有林野の活用を計画する場合は、活用を行う施策にその旨記載する。

8. 2の⑪で第3セクターの設立及び育成・強化を計画する場合は、その旨記載する。第3セクターのうち、法第12条に規定するものが実施を予定している事業がある場合又は保全事業等の計画の認定を予定するものがある場合には、関連する施策に、その旨及び当該保全事業等の内容を記載する。
9. 交通施策等で振興山村の区域を越えた地域を対象とするものについては、整備の対象となる施設名を記載する。
10. その他地域の活性化に関し必要な施策については、⑬その他施策に記載する。

V. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連
 IVの振興施策の実施に当たり、他の法令の規定による地域振興に関する計画、広域的な経済社会生活圏の整備等に関する計画その他当該地方公共団体における諸施策との関連について記載するとともに、当該振興山村内に特定の区域（都市計画区域、自然公園等）が所在する場合は、関係する法令等との関連について記載する。

[別紙様式2-2]

山村振興計画の一部変更計画

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
振興山村名		
指定番号		

I. 山村振興計画の変更理由
 道路の整備、消防施設の整備、集落の整備等に関し、山村振興計画を変更することとなった理由を記載する。

II. 山村振興計画の振興施策の変更

振興施策	変更後	変更前
交通施策		
産業基盤施策		
社会、生活環境 施策		
集落整備施策		
担い手施策		

(記載上の留意事項)

1. 新たに、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備が行われる場合には、「交通施策」又は「産業基盤施策」に、その旨記載する。
2. 社会福祉施設又は消防施設の整備をしようとする場合には、「社会、生活環境施策」に、その旨記載する。
3. 集落整備に関する事業を行おうとする場合には、「集落整備施策」に、その旨並びに整備の対象となる地区名及び対象戸数を記載する。
4. 法第12条に規定する保全事業等の計画の認定を予定するものがある場合には、「担い手施策」及び関連する施策に、その旨及び当該保全事業等の内容を記載する。

〔別紙様式 3 - 1〕

参 考 資 料

都道府県名	市町村名	作成年度
振興山村名		
指定番号		

参考資料は、山村振興計画の協議に当たり参考に供するものであり、振興山村市町村において、計画を達成するため必要と考える事業（振興事業）の概要を内容とする。

I. 振興事業の概算事業量及び概算事業費

施策区分	事業名 (施設名)	事業主体 名	概算事業 量	概算事業 費	備 考
1. 交通 施策 小計				千円	
合 計					

(記載上の留意事項)

1. 「施策区分」欄は、計画書Ⅳの留意事項2による。
2. 事業名に、記載事業に従って通し番号をつける。
3. 「交通施策」又は「産業基盤施策」で、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備が行われる場合は、事業名欄の該当する事業に「基幹的な町道（農道、林道等）〇〇線」と記載するとともに、備考欄に「山村代行」と記載する。
4. 振興山村の区域外の区域で実施される事業については、事業名欄に「広域的な〇〇事業」と記載する。
5. 「事業主体名」欄は、都道府県、市町村、団体（農業協同組合、森林組合、第3セクター等）を記載する。
6. 実施中の事業については、備考欄に「実施中」と記載する。
7. 森林、農用地等の保全施策については、関係する他施策の備考欄に「保全」と記載することとし、それらについては、森林、農用地等の保全施策欄に合計値を再掲する。

II. 振興事業説明図

A 4版に収まる程度の略図を作成し、事業名欄の通し番号を記載することにより、振興事業の実施個所を明らかにする。

III. 前回の計画の実績と今回の計画との関連

(A) 施策区分	前回の計画		今回の計画		(D) 構成比		備 考
	(B) 計画額	実績額	(C) 計画額	(C)/(B)	前 回	今 回	
	千円	千円	千円	%	%	%	
合 計							

(記載上の留意事項)

(A) 欄の区分は I による。

[別紙様式 3 - 2]

参 考 資 料

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
振興山村名		
指定番号		

I. 計画変更に係る事業の概算事業量等

変 更 後					変 更 前				
施策区分	事業名	概算事業量	概算事業費	備考	施策区分	事業名	概算事業量	概算事業費	備考
小計			千円		小計			千円	
計					計				

集落の整備に関する変更を含む場合には、この表の次に、「集落整備の基本構想（の変更点）として、別紙様式 3 の I に準じて記載する。

（記載上の留意事項）

1. 計画変更のある振興施策項目（「交通施策」、「産業基盤施策」、「社会、生活環境施策」、「集落整備施策」等）の全ての事業について記載することとし、小計及び計（全振興施策項目の事業の総計）を記載する。
2. 新たに、基幹的な市町村道又は基幹的な農道、林道及び漁港関連道の整備が行われる場合には、「交通施策」又は「産業基盤施策」の事業名欄の該当する事業名に「基幹的な町道（農道、林道等）〇〇線」のように区分して記載する。

II. 振興事業説明図

A 4 版に収まる程度の略図を作成し、計画変更に係る事業の実施個所を明らかにする。

また、集落の整備に関する変更を含む場合には、別紙様式 4 の III の（2）に規定するレイアウト図を添付する。

III. 前回の計画の実績と今回の計画との関連

(A) 施策区分	前回の計画		今回の計画		(D) 構成比		備考
	(B) 計画額	実績額	(C) 計画額	(C)/(B)	前 回	今 回	
	千円	千円	千円	%	%	%	
合計							

（記載上の留意事項）

計画変更のある振興施策項目について記載する。

〔別紙様式4〕

集落整備資料

都道府県名	市町村名	作成年度
振興山村名		
指定番号		

I. 集落整備の基本構想

集落の整備に関し、次の事項について記載する。

(1) 当該整備対象集落の自然的、社会的、経済的条件から集落整備を必要とする理由

(2) 集落整備の方針及び目標

(3) 集落整備の目標を達成するための主な方法

(記載上の留意事項)

集落整備事業実施地区の交通・情報通信施設の整備、文教施設の整備、医療施設等社会、生活環境施設の整備及び産業の振興等との関連を明らかにする。

II. 事業実施計画

地区名	事業名	事業主体名	事業内容	概算事業量	概算事業費	備考
	・住宅移転事業 ・公共施設整備事業				千円	
	計					

(記載上の留意事項)

既に実施中の事業については、備考欄に事業開始年度及び既に実施した事業量と事業費を記載する。

III. 集落整備事業説明図

(1) A4版の略図に、当該整備対象集落及び移転後の区域を明示する。

(2) 集落整備計画における住宅及び公共施設等の配置を示すレイアウト図を添付する。